

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 19日

長野県知事 阿部 守一 様

提出者

住 所 長野県松本市篠部1-3-6
氏 名 甲信アルプスホーム株式会社
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
代表取締役社長 塚田 雅彦
電話番号 0263-28-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	甲信アルプスホーム株式会社
事業場の所在地	390-0847 長野県松本市篠部1-3-6
事業の種類	建設業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,281.93 t	全処理委託量	2,281.93 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	 t	優良認定処理業者への 処理委託量	1,403.10 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	 t	再生利用業者への 処理委託量	1,751.43 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	 t	認定熱回収業者への 処理委託量	 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	 t
※事務処理欄			

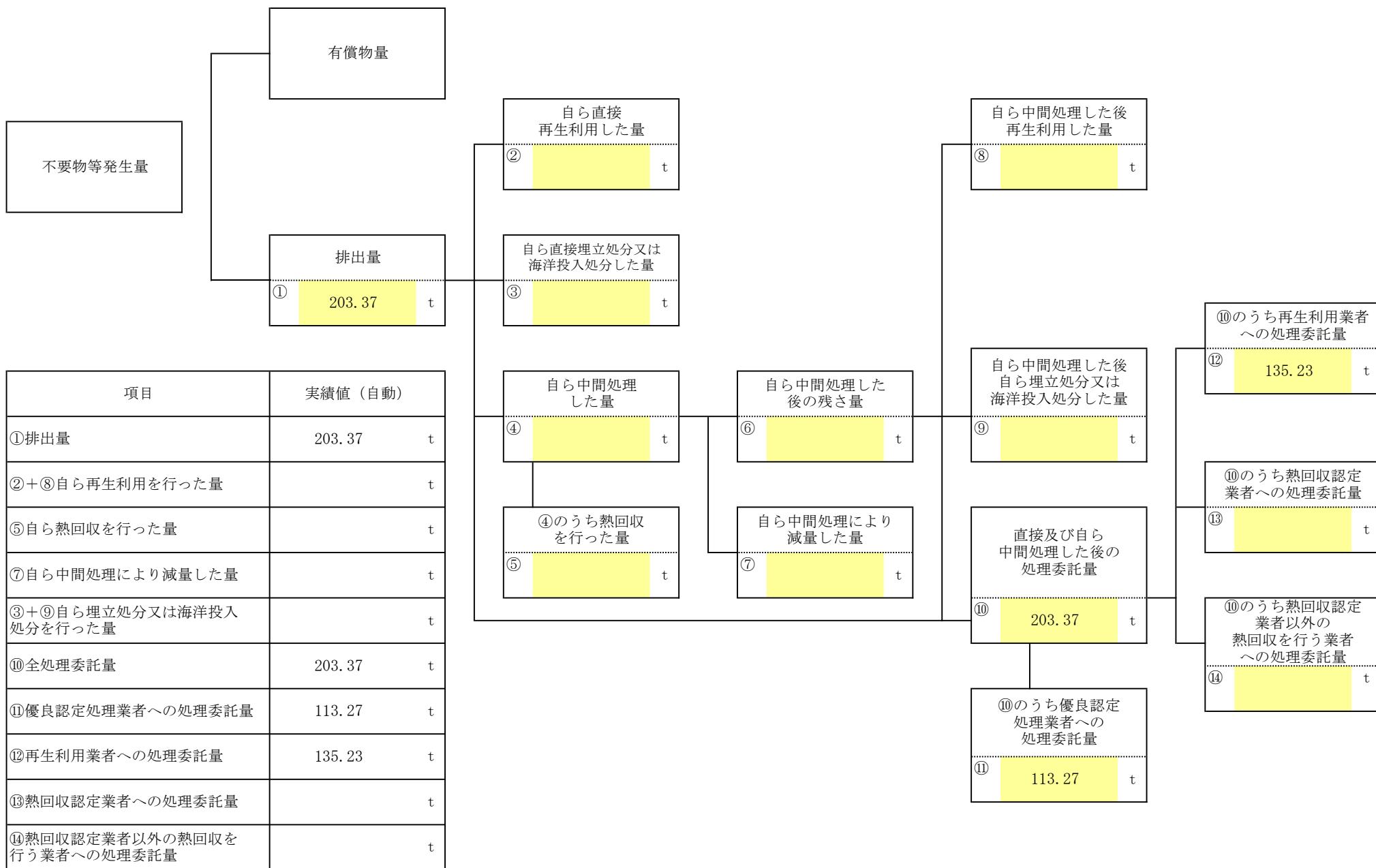
(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 :

廃プラスチック

)

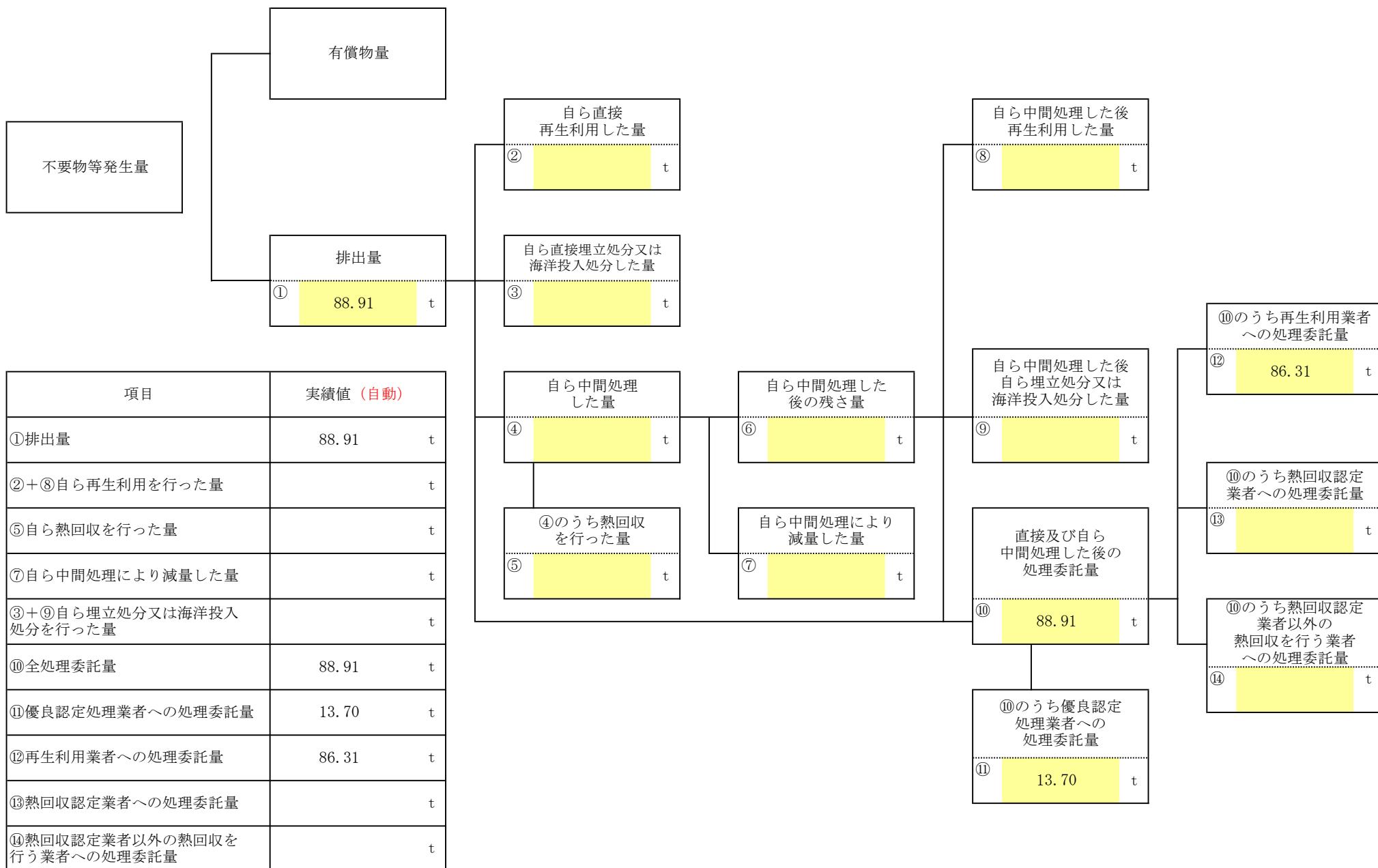


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 :

紙くず

)

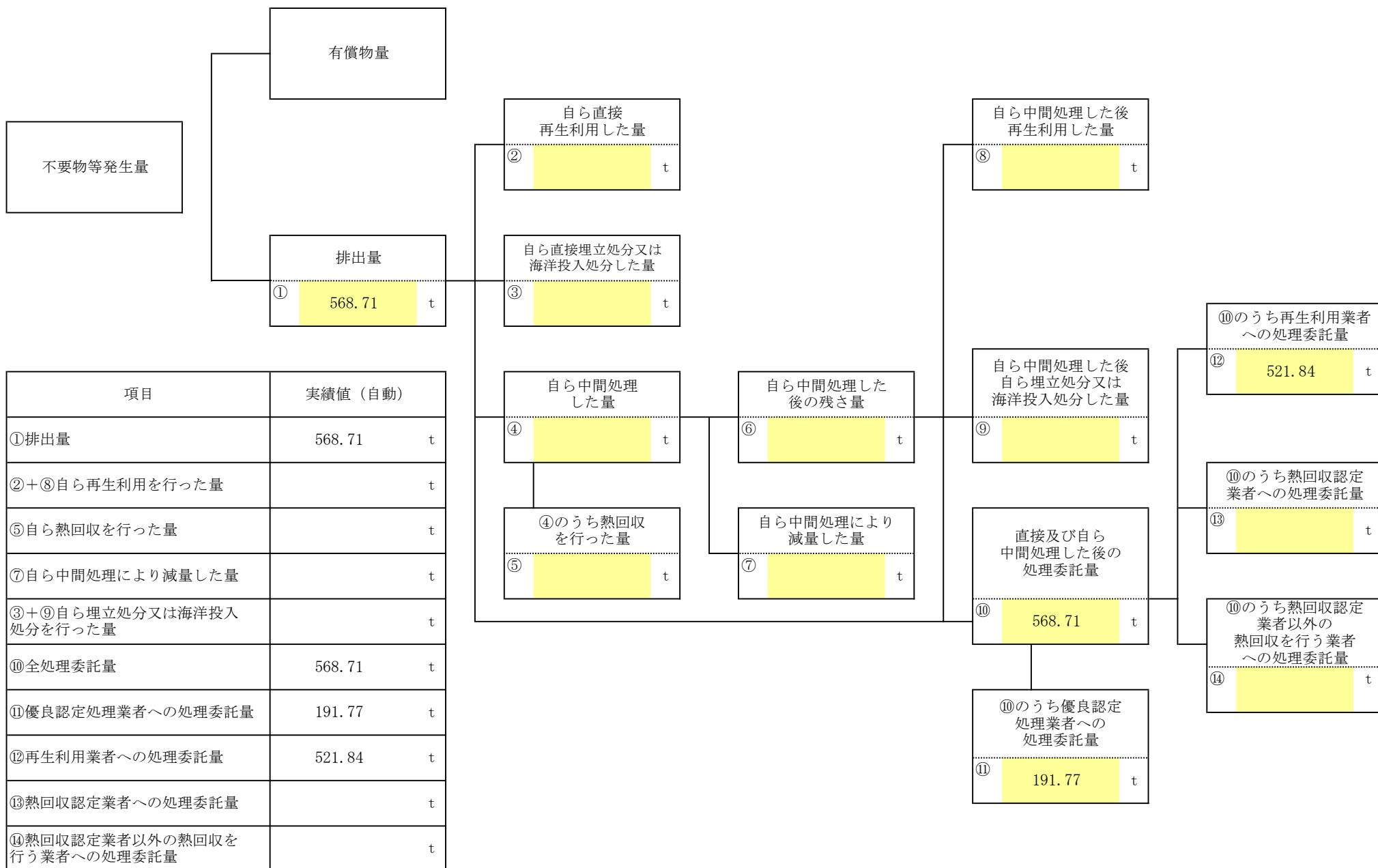


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 :

木くず

)

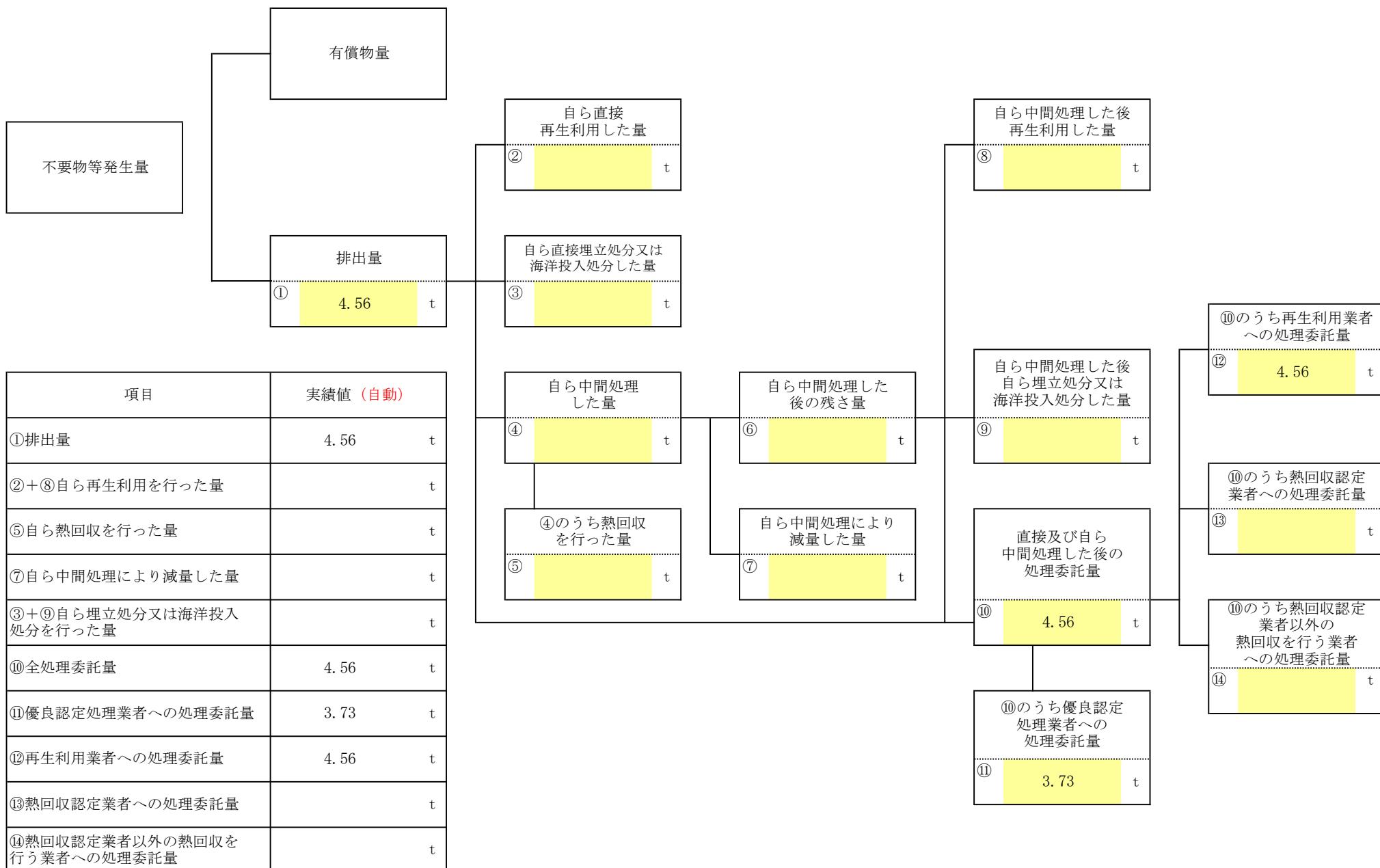


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 :

繊維くず

)

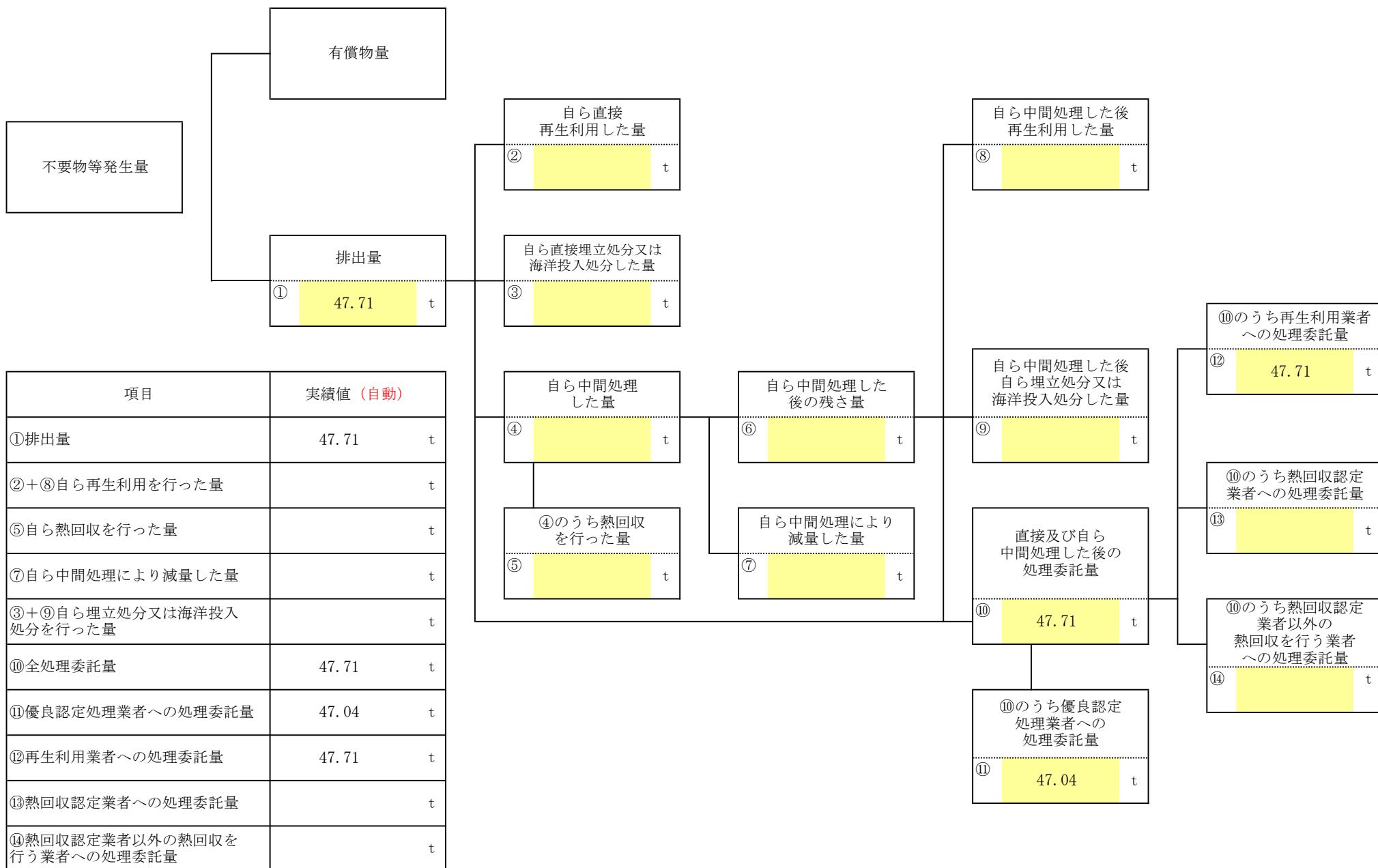


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 :

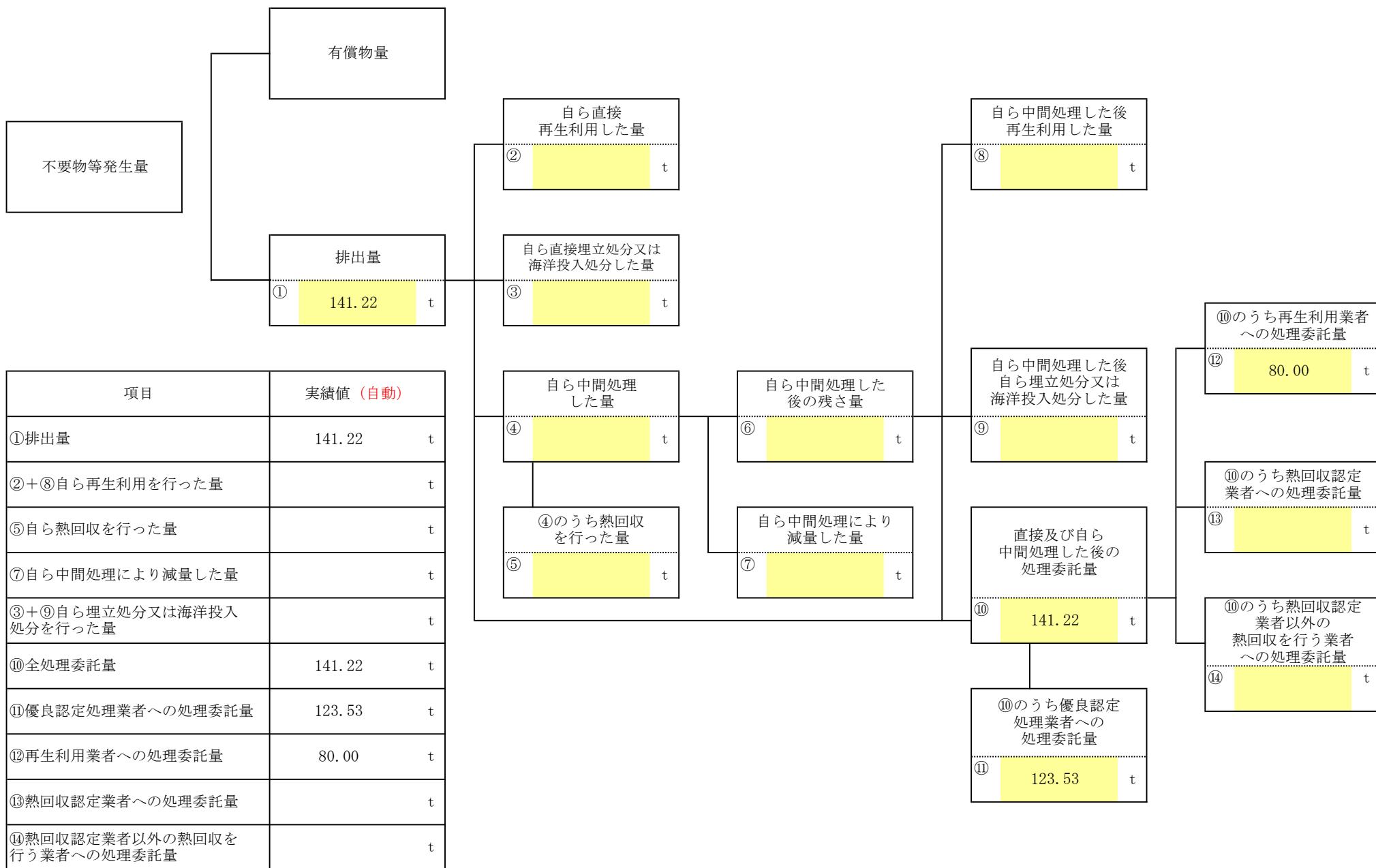
金属くず

)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

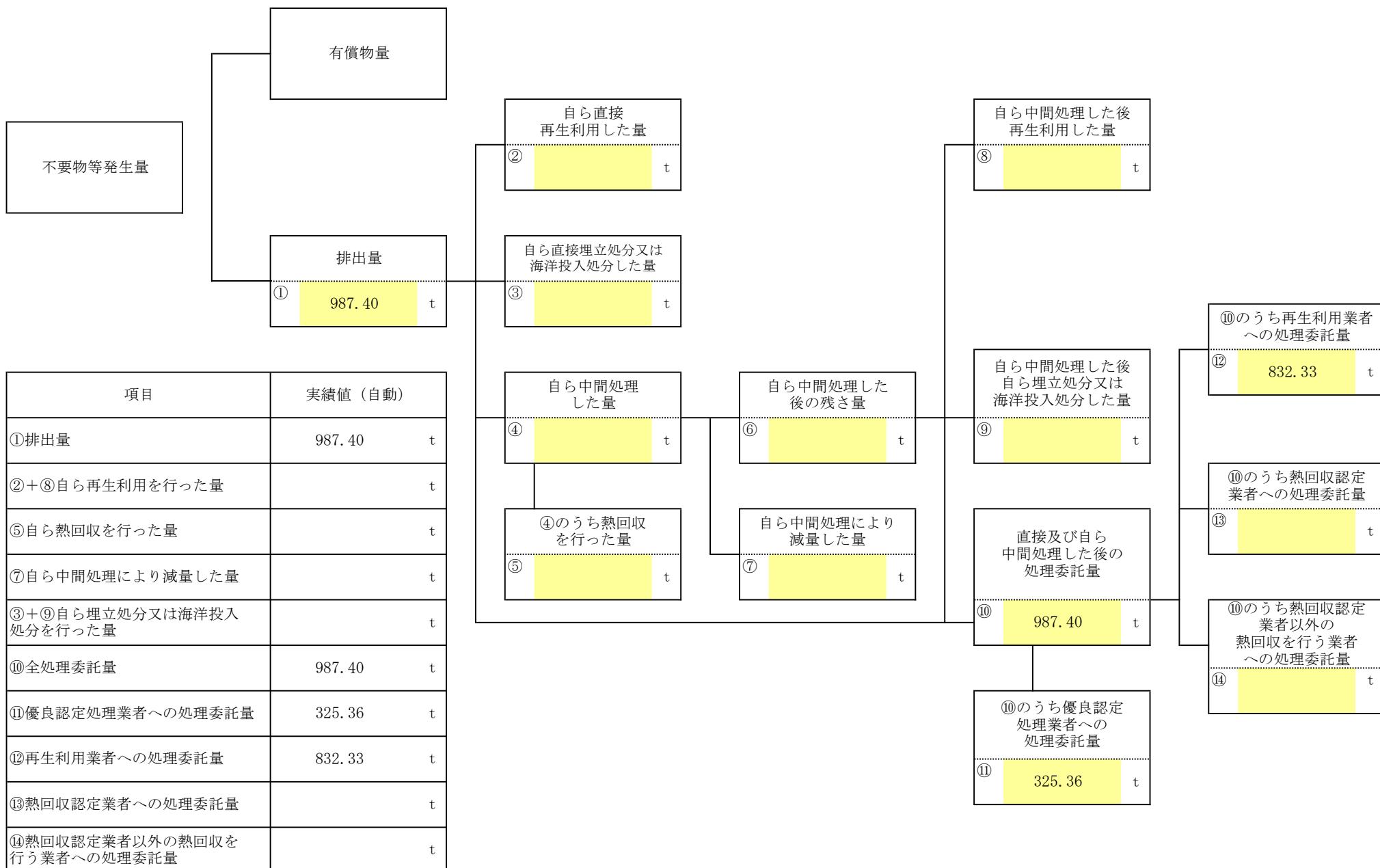


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

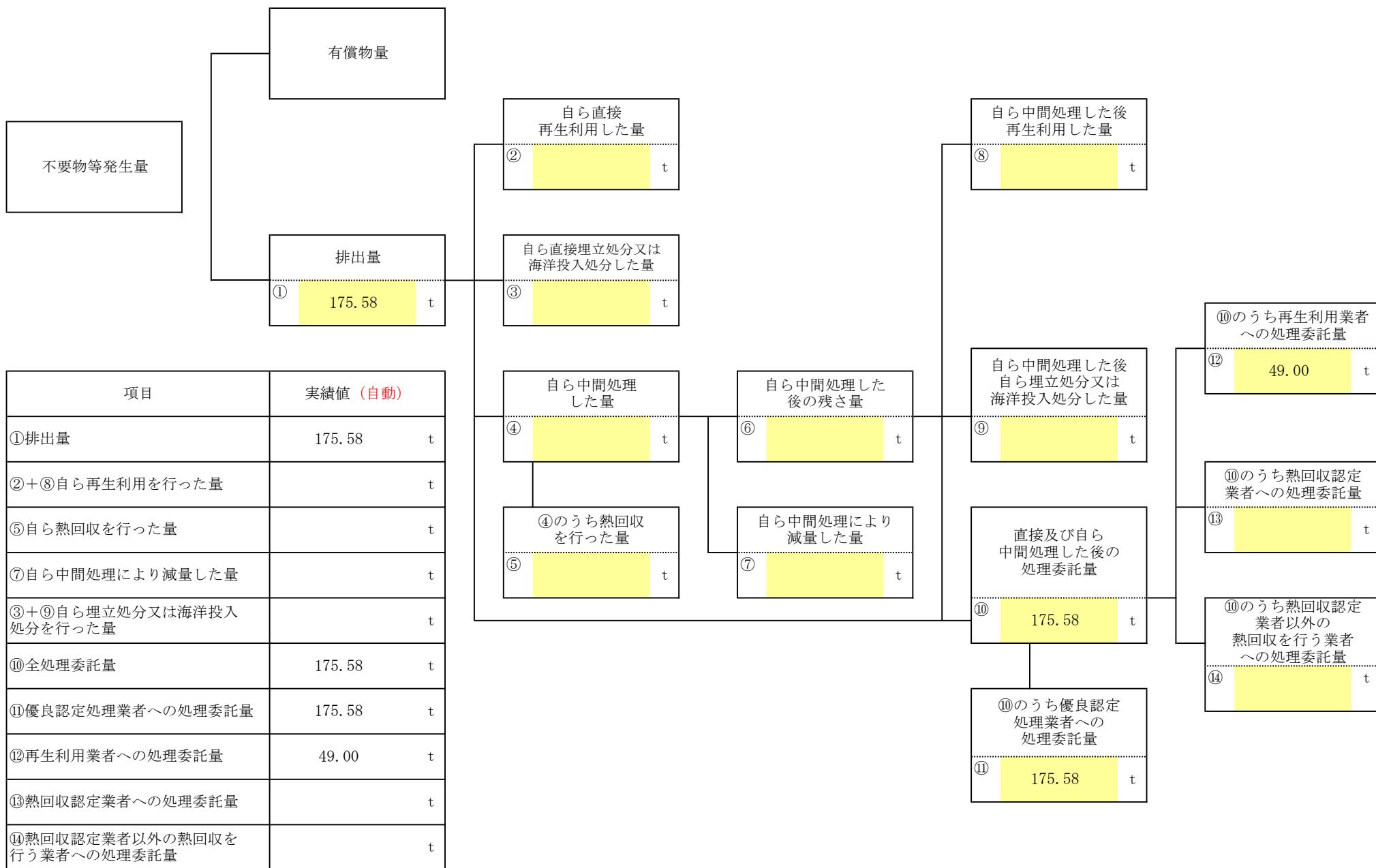
がれき類

)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：混合廃棄物(安定型・管理型))



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

年度産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

単位:t

産業廃棄物の種類			排出量	自社内処理										委託処理					
				自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後自ら再生利用した量	自ら中間処理した後再生利用した量	②+⑧自ら再生利用を行った量	③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	直接及び自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩の委託量の内訳（重複する場合もあり）	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
				①	②	③	④	⑤	⑦	⑥	⑧	⑨	②+⑧	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量	中間処理をせず自ら直接処理した量	自ら中間処理する前の量				④の量から⑥の量を差し引いた量		中間処理した後の残さ量	自社内で再生利用する量、又は他人に売却した量					自社内で処理を行わず直接委託した量と⑥のうち処理業者に委託して処理する量	優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の1第2号に該当する者）	中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）	認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）	認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
法 律	1 燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	2 汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	3 廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	4 廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	5 廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	6 廃プラスチック類	203.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	203.37	113.27	135.23	0.00	0.00	
政 令	1 紙くず	88.91	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	88.91	13.70	86.31	0.00	0.00	
	2 木くず	568.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	568.71	191.77	521.84	0.00	0.00	
	3 繊維くず	4.56	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.56	3.73	4.56	0.00	0.00	
	4 動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	5 ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	6 金属くず	47.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	47.71	47.04	47.71	0.00	0.00	
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	141.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	141.22	123.53	80.00	0.00	0.00	
	8 鉱さい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	9 がれき類	987.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	987.40	325.36	832.33	0.00	0.00	
	10 家畜ふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	11 家畜の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	12 動物系固形不要物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	13 ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	14 処分するために処理したもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
混合廃棄物		175.58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	175.58	175.58	49.00	0.00	0.00	
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
合 計		2,217.46	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,217.46	993.98	1,756.98	0.00	0.00	

※ 総排出量①=②+③+ (④-⑥) +⑧+⑨+⑩

※記入にあたっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

一産業廃棄物処理計画基本方針－
<2024年度(令和6年度) 実績書>

1 当該事業場の名称・所在地

事業場名	甲信アルプスホーム株式会社
所在地	長野県松本市笹部1-3-6

2 昨年度重点管理方針及び目標に対する実績

イ. 環境目的・目標に掲げた「新築系産業廃棄物処理処分量削減」達成のために、諸策を実施する。

※処理処分量とは、発生量にリサイクル量を反映したもの

【新築系】新築工事より発生する廃棄物処理処分量削減、リサイクルを推進する。

＜優先品目＞ 桁包材、石膏ボード、木くず

＜目標値＞ 廃棄物処理処分量 11.00 m³/棟(45坪換算)

＜実績値＞ (2024(R6)年4月～2025(R7)年3月集計値より)

廃棄物処理処分量 9.11 m³/棟(45坪換算)

(2023(R5)年の同時期より▲2.48 m³: 約21.0%削減)

【解体系】リサイクルを更に推進する。

＜優先品目＞ 木くず、コンクリート

＜再資源化等率＞＜目標値＞ 木くず 100%、コンクリート 98%

＜実績値＞ (2024(R5)年中間集計値より)

木くず 100%、コンクリート 98%

ロ. 廃掃法による排出事業者責任強化に対応するため廃棄物の適正処理をより推進する。

＜目標＞1. マニフェスト情報管理システムの定着により、処理ルートの指定、最終処分までの確認を着実に行う。

2. 委託契約先処理施設の現地確認を行う。(処理処分委託契約業者)

3. 電子マニフェストシステムの運用率向上を図る。

＜実績＞1. 全国の営業拠点で、委託基本契約書やマニフェスト等の内容の定期監査により、関係法令に反することが無いことを確認した。

2. 委託契約先処理施設は年に1回、最終処分施設については3年に1回の社内基準に従って、定期的な現地確認を実施した。

3. 電子マニフェストシステムの導入拠点を更に拡大した。

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

- 1)屋根材・軒天合板・断熱材プレカット推進の対象エリアを更に拡大する事により
投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。
- 2)部資材ロット単位や拾い基準の見直しにより排出量の削減を推進した。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

- 1)新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出するよう、
関係各位への指導・徹底を行った。
　　<袋詰め排出>①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず
　　　　　　⑥その他(ガラス陶磁器くず、コンクリートガラス)
　　<束ねて排出>⑦長尺材(ランバー等はカットのうえ束ねる)⑧段ボール
- 2)解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順の遵守、分別排出の推進を
指導した。また、特定品目の再資源化施設への処理委託を推進した。

5. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- 1)分別排出の徹底により再生利用を促進する。
- 2)段ボールの再生事業者へのリサイクルを推進する。
- 3)廃棄物処分業者への委託に際し、リサイクルへ向かう処理ルートを優先・指示する。
- 4)廃石膏ボードを石膏ボードメーカーへ持ち込みリサイクルを推進する。

6. 産業廃棄物の処理に関する事項

- 1)産業廃棄物の処理は、委託契約を締結した収集運搬業者と処理処分業者のみ
に委託することを徹底している。
- 2)廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理の工程を把握するため廃棄物
処理体制表を作成。処理ルートの変更があった場合は委託契約の変更等、必要
な手続きを速やかに行つた。
- 3)廃棄物管理票(マニフェスト)により、最終処分までの工程の確認を行つた。
- 4)新築系においては可能な限り袋詰め分別を行い、解体系においては現場での
分別排出(解体)及び再資源化施設での処理委託を推進した。
- 5)委託契約先処理施設の現地確認を行い、委託に適する業者か否か確認した。